

令和6年

桑折町農業委員会会議録

第2回総会

令和6年2月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年2月15日 午後2時48分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之  
係長 吉田 安孝  
主任主査 後藤 尚子  
主査 小野地 俊介  
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

8番 蓬田 浩幸 委員

9番 浅野 国英 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第2号、農地法第3条許可申請、整理番号1から3を朗読後、説明】**

整理番号1の申請地につきましては、譲渡人がこれまで所有していた農地ですが、現在は耕作されていません。

譲渡人は病気のため耕作が出来ない状況とのことです。また、譲受人は二本松市に居住しており、桑折町からは車で1時間程度かかります。本人の申し出によりますと二本松市に農地を所有し耕作を行っていること、桑折町での耕作予定作物はジャガイモであること、月に2度程度管理に来る予定ということでした。

本申請については、居住地から距離が離れていることがやや気になるころではありますが、栽培計画等に無理はなく、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

次に整理番号2の申請地につきましては、譲渡人がこれまで所有していた農地

であり、現在、譲受人が借り受けて桃を栽培しております。譲受人は、国見町の農業者ではありますが、この申請地に隣接した桑折町内の農地を複数所有しております。

今回の内容は、譲渡人の高齢化による農業経営規模縮小により、耕作者である譲受人に無償譲渡する申し出です。

本申請については、別紙のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

整理番号3の申請地については、譲渡人がこれまで所有していた農地ではありますが、現在耕作は行われておりません。譲受人はこの農地周辺で桃を栽培しており、農地を集積しております。

今回の内容は、譲渡人の高齢化による離農により、譲受人に無償譲渡する申し出です。

なお、本日の議案第4号、整理番号9、基盤法による所有権移転申請地の隣の農地です。

本申請については、別紙のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第3、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第3号、農地法第5条許可申請、整理番号4から6を朗読後、説明】**

整理番号4について、譲受人は、当該農地の隣に観音堂を所有しており、その維持管理に必要な通路を拡張するための転用申請となります。

当該農地では耕作はされておらず、実質的に観音堂敷地の一部として維持管理がされております。

維持管理の際に、敷地南側から作業用トラックを出し入れすることがあるようですが、その際に通路が狭く、水路に車両を落としてしまうことが度々あり、危険防止のためにこの農地を譲り受け、水路に蓋をして安全を確保したいとのことでした。

当該農地は、白地の第二種農地ですが、実質的に観音堂の敷地の一部として維持管理されていることから、転用による周辺農地への影響はありません。

以上のことから、今回、通路拡張のために農地を転用することはやむを得ないと考えます。

なお、谷地地区担当の津田推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

整理番号5について、譲受人は、県発注の佐久間川改修工事を請け負っており、当該農地の隣接地を現場事務所として借り受けております。今回、工事の資材置き場として農地を使用したいということで、一時転用の申請が提出されました。

当該農地は現在作付けされておられません。また農振農用地であります。農振農用地はやむを得ないときに限り一時転用が認められております。

作業効率の点から資材置き場として適している土地は隣接地である当該農地であるということです。また、大型トラック等の出入りに伴い土砂が流出しないよう、まず表土をはぎ、砂利を敷いて土砂の流出を防ぐ措置を取り、工事終了後は砂利の撤去と表土の現状復旧後に返却するとのことですので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えます。

以上のことから、今回、河川改修工事のために農地を一時転用することはやむを得ないと考えます。

なお、伊達崎地区担当の亀岡推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

整理場号6については、現在、イオンモールに接続するための送電線鉄塔建設工事が行われていますが、建設中の鉄塔とイオンモールの間にさらに2基鉄塔を建設するための仮設設備用地のための一時転用申請となります。

当該農地は、6筆中5筆で水稻の作付けがありました。また、全て農振農用地ですが、農振農用地は、やむを得ない時に限って一時転用が認められています。

今回は、鉄塔建設のための仮設設備用地として適している土地は隣接地である当該農地となります。また、工事中は鉄板を敷く、周囲をネットで囲うなど農地に影響が出ないように対策するとのことなので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えられます。

本申請については、送電線鉄塔建設工事であり、公共性も高く、農地を一時転用することはやむを得ないと考えます。

なお、松原地区担当の関根推進委員と桑折地区担当の井浦推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

会 長           ただいまの説明に関連して、半田地区担当の 津田健一 推進委員、補足説明があればお願いします。

津田委員       ありません。

会 長           伊達崎地区担当の 亀岡範彦 推進委員、補足説明があればお願いします。

亀岡委員       ありません。

会 長           松原地区担当の 関根辰雄 推進委員、補足説明があればお願いします。

関根委員       ありません。

会 長           桑折地区担当の 井浦成晴 推進委員、補足説明があればお願いします。

井浦委員       ありません。

会 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長            質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長            全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第4、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長            それでは、整理番号10及び11については、4番 佐藤 親 委員が代表を務める農業法人が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 佐藤 親 委員 退席)

会 長            整理番号10及び11について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局            【議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号10、11（所有権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号10及び11については、譲渡人の病気による農業経営規模縮小及び譲受人の農業経営規模拡大に伴う所有権移転となります。全て譲受人が所有する農地の隣接地であったり、現在借り受けている農地であったりと、農地の集約化を図られる内容となっております。なお、先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意しております。

農地取得後は、樹園地では桃、田んぼでは水稻の栽培をするということなので、農地取得による周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用されると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号10及び11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号10及び11は原案のとおり決定いたしました。

(4番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

整理番号7から9、12から15について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号7から9、12から15（所有権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号7から9、12から15については、譲渡人の病気や高齢化による農業経営規模縮小及び譲受人の農業経営規模拡大に伴う所有権移転となります。



全て譲受人が所有する農地の隣接地であったり、現在借り受けている農地であったり、農地の集約化を図られる内容となっております。なお、全て先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員の立ち合いのもと双方で合意しております。

農地取得後は、樹園地では桃、田んぼでは水稻を栽培することなので、農地取得に周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用されると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号7から9、12から15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号7から9、12～15は原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第5、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第5号、集積等促進計画案 整理番号16、17を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号16、17については、農業経営を父から子へ継承したことに伴い、福島県農業振興公社を通して借りている農地の借受人を変更する申し出があった件となります。再転貸、つまり借受人を変更する場合は、通常の一括方式とは異なり、「農用地利用集積等促進計画」を振興公社で決定することになります。その契約内容について、農業委員会として意見を述べるものです。

借受人が変更となっても、経営体として同一であることから、今後の農地利用に影響があるとは考えにくく、事務局案としては「特段意見はなし」と提案します。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第5号について、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号は、事務局案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、第2回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和6年第2回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時11分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人